

[事案 2022-231] 死亡保険金請求再手続請求

・令和 5 年 4 月 26 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

死亡保険金の請求手続のやり直しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 24 年 7 月に契約した利差配当付積立保険（契約者および死亡保険金受取人は法人、被保険者は代表取締役①）について、平成 30 年 3 月に代表取締役①が死亡したため、同年 4 月に代表取締役②によって死亡保険金請求手続が行われ、同年 5 月に法人に対して支払われたが、以下等の理由により、請求手続時の代表取締役②は正当な代表取締役ではなかったことから、死亡保険金請求手続をやり直し、法人ではなく代表取締役①の遺族に対して支払ってほしい。

※申立人の現在の代表取締役には代表取締役③が就任している

(1)代表取締役②は、平成 30 年 2 月に当法人の事務所で開催された株主総会において、代表取締役①との協議により代表取締役に選任されたことになっているが、代表取締役①は当時入院中であり、実際には株主総会は開催されていないため、代表取締役②は、株主総会で選任された正当な代表取締役ではない。

(2)保険会社は、代表取締役②が正当な代表取締役ではないことを知りながら死亡保険金を支払った。また、死亡保険金請求書類を記入する際、募集人が同席しており、記入欄を指示した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)死亡保険金請求書類が提出され、印鑑証明書の記載から、正当な死亡保険金請求権者である法人からの請求と確認したため、死亡保険金を支払った。

(2)死亡保険金請求書類を預かったときには、死亡保険金請求書類は既に記入済みであり、記入時に募集人が同席していたということはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、現在の申立人取締役に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は、株主総会における代表取締役選任手続が無効であることを前提とする請求であるところ、当審査会では、申立人における代表取締役の選任手続が無効であるかどうかの事実認定を行うことは困難であることから、裁定手続を打ち切ることとした。